

令和6年度 重層的支援体制整備事業に係る実施方針

1. 事業概要

社会福祉法第106条の4第2項第1号から第6号に規定され、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援(支援プランの作成を含む)、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するもの。

2. 事業内容

福祉ニーズの多様化、複雑化に伴う複合的な課題を抱える世帯等に対し、対象者別の縦割りの相談体制では対応が困難であるため、各相談機関の横断的な連携体制を構築する。また、各相談機関を繋ぐコーディネーター的役割を担う相談支援包括化推進員を配置し、対象者世帯に対する包括的、継続的な伴走支援を行う。さらに、相談支援から見えてくる地域課題を共有し、社会資源の創出、対象者に応じた参加支援に繋げる。

- (1) 属性を問わない相談支援:社会福祉課地域共生グループ「福祉まるごと相談窓口」
- (2) 重層的支援ネットワークの構築 ※1
- (3) 重層的支援会議・支援会議の開催 ※2
- (4) 地域資源の充足状況の把握と開発に向けた検討、参加支援事業との連携 ※3

3. 推進体制

①庁内研修会の開催:重層的支援体制整備事業についての理解を深める

ア 開催日 令和6年7月5日(金)

イ 講 師 国際医療福祉大学 医療福祉・マネジメント学科 教授 林 和美 氏

ウ 参加者 部長、関係課長

②重層的支援ネットワーク会議の開催 ※1・3

各相談機関の連携協力体制を統括的に協議し、重層的支援ネットワークの構築を推進する。また、地域課題の共有と協議から、地域資源創出に繋げる。

ア 構成員

総合政策課長、市民協働推進課長、税務課長、安全安心課長、環境課長、社会福祉課長、子育て応援課長、こども家庭センター長、高齢福祉課長、健康増進課長、農政課長、上下水道課長、学校教育課長、生涯学習文化課長

イ 関係機関(予定)

一般社団法人下野市社会福祉協議会、下野警察署、下野市・石橋商工会、ハローワーク、

栃木県南若者サポートステーション、下野市不登校親の会フリーバード、若者サポート
ハチドリの会、農業関係団体

ウ 開催日 8月(予定)

③重層的支援会議の開催 ※2

重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースの支援プランを共有し、支援プランの適切性を協議する。

〈構成員の役割〉

- ・支援プランの適切性の協議
- ・支援提供者による支援プランの共有
- ・支援プラン終結時の評価
- ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討 ※3

ア 構成員 各グループ等の相談支援実務者

社会福祉課(生活保護グループ・障がい福祉グループ)
子育て応援課(保育グループ)
こども家庭センター(家庭相談グループ・すこやか親子グループ)
高齢福祉課(基幹型地域包括支援センター)
健康増進課(健康づくりグループ)
学校教育課(学校管理・指導支援グループ)
下野市社会福祉協議会(生活困窮自立支援担当)
地域包括支援センター(みなみかわち・いしばし・こくぶんじ)
障がい児者相談支援センター
一般社団法人栃木県若年者支援機構
その他該当ケースにかかわる担当者

イ 開催日 偶数月第4木曜日 午後3時～5時 (R6.6月～)

ただし、コア会議は随時開催

ウ 場 所 庁舎3階 302会議室

④支援会議の開催 ※2

守秘義務の順守により、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有を図る。また、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援に繋がっていない個々の事案に関する情報の共有や必要な支援体制の創出について検討する。

〈構成員の役割〉

- ・気になる事案の情報提供・情報共有

- ・見守りと支援方針の理解
- ・緊急性がある事案への対応

なお、支援会議は、あくまでも潜在的な相談者に支援を届けるために行うものであり、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず福祉サービスに繋がっていない人へ支援を行うために開催する。

ア 構成員 重層的支援会議に準ずる

イ 開催日 重層的支援会議と同時開催とする

⑤地域づくりに向けた支援・参加支援

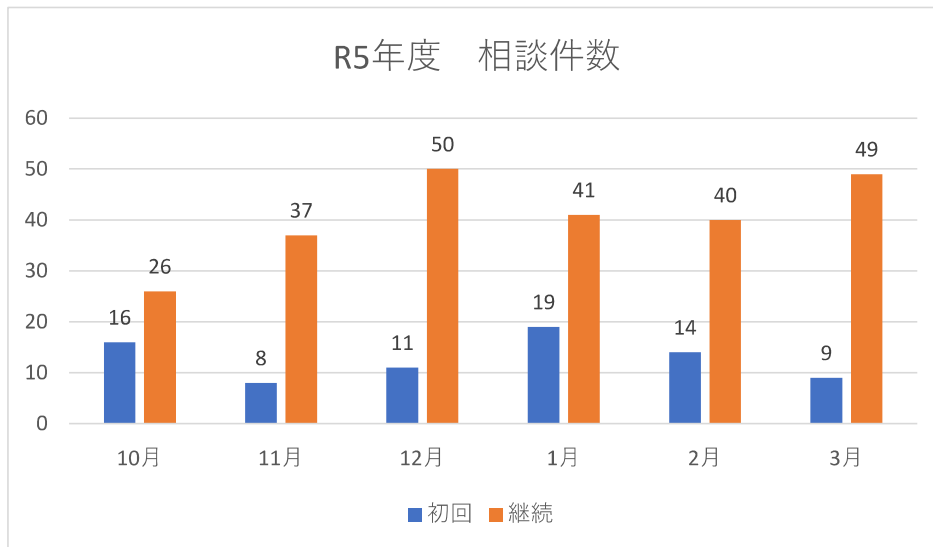
各課が行うケース支援において把握した「不足している地域資源」について、重層的支援会議等で共有し、その開発に向けた検討を行う。

地域づくりコーディネーターを配置し、地域課題の可視化、社会資源の創出、協力者の養成、マッチングを行う。アウトリーチ等を通じた継続的支援の中で、対象者に応じた参加支援に繋げる。

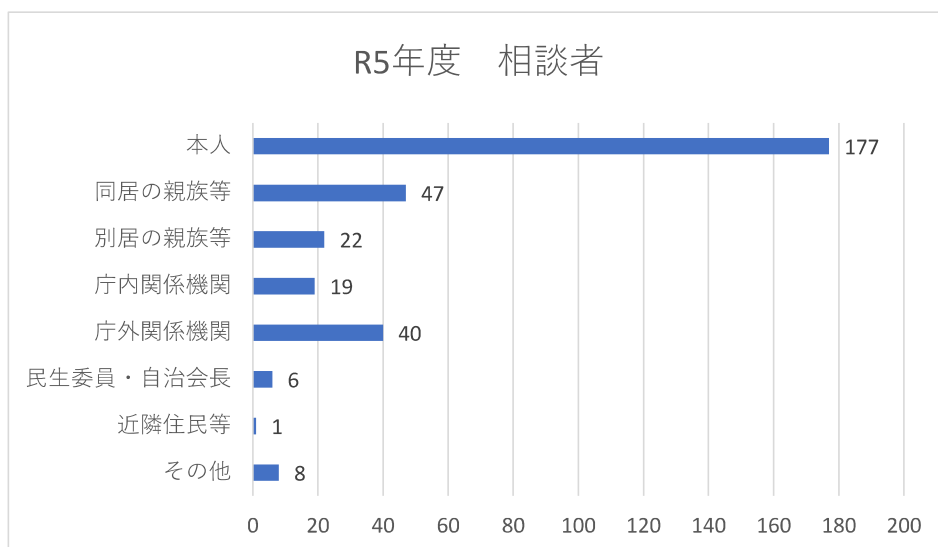
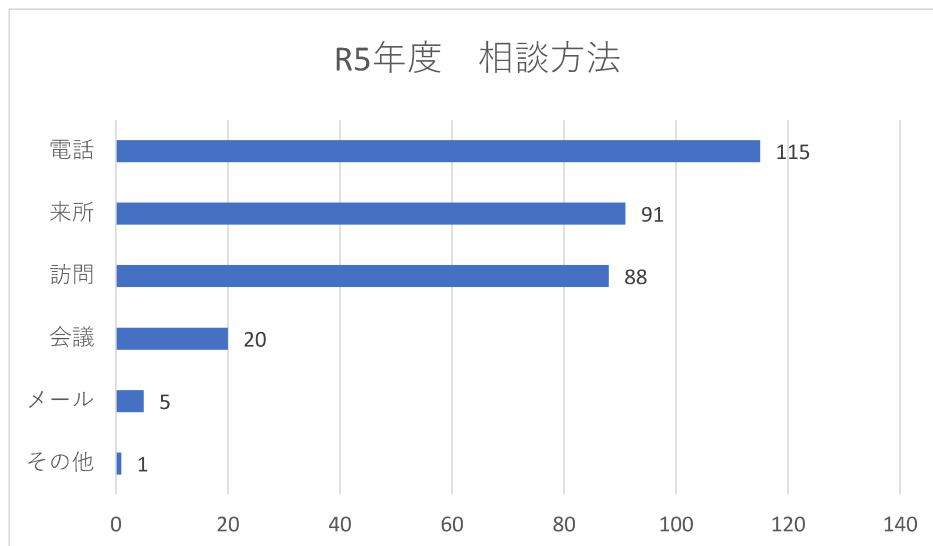
〈今後の予定〉

- ・学び直し場 寺子屋下野教室(3地区):5月～ 月1回
- ・巡回型の居場所(3地区):8月～ 月1回程度
- ・地域食堂開設講座:8月1日(木)
- ・学び直し場開設講座:10月10日(木)

R5年度 福祉まると相談窓口における集計



R5年度相談件数
初回 77件
継続 243件



R5年度 福祉まると相談窓口における集計

